★　令和６年度　駒ヶ根市国民健康保険税額の計算方法　★

医療給付費分

		〔あん分率〕		〔算出税額〕
〔所得割〕 （総所得金額等①－控除額②） ①被保険者の令和5年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	×	6．69%	=	【所得割額】
				＋
〔均等割〕 被保険者の人数	×	20,200円	=	【均等割額】
				＋
〔平等割〕 一世帯当たり	×	21,300円	=	【平等割額】

－

A（7割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 14,140円　［平等割］・一世帯当たり 14,910円(※3)
それぞれ減額されます。

B（5割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、
43万円＋29．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 10,100円　［平等割］・一世帯当たり 10,650円(※3)
それぞれ減額されます。

C（2割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で
43万円＋54．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 4,040円　［平等割］・一世帯当たり 4,260円(※3)
それぞれ減額されます。

＝ **医療給付費分の年税額（最高65万円）**

後期高齢者支援金分

		〔あん分率〕		〔算出税額〕
〔所得割〕 （総所得金額等①－控除額②） ①被保険者の令和5年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	×	2．79%	=	【所得割額】
				＋
〔均等割〕 被保険者の人数	×	8,800円	=	【均等割額】
				＋
〔平等割〕 一世帯当たり	×	7,700円	=	【平等割額】

－

A（7割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 6,160円　［平等割］・一世帯当たり 5,390円(※3)
それぞれ減額されます。

B（5割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、
43万円＋29．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 4,400円　［平等割］・一世帯当たり 3,850円(※3)
それぞれ減額されます。

C（2割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で
43万円＋54．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 1,760円　［平等割］・一世帯当たり 1,540円(※3)
それぞれ減額されます。

＝ **後期高齢者支援金分の年税額（最高24万円）**

介護納付金分

		〔あん分率〕		〔算出税額〕
〔所得割〕 （総所得金額等①－控除額②） ①被保険者の令和5年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	×	2．27%	=	【所得割額】
				＋
〔均等割〕 被保険者の人数	×	8,700円	=	【均等割額】
				＋
〔平等割〕 一世帯当たり	×	7,200円	=	【平等割額】

－

A（7割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 6,090円　［平等割］・一世帯当たり 5,040円
それぞれ減額されます。

B（5割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、
43万円＋29．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 4,350円　［平等割］・一世帯当たり 3,600円
それぞれ減額されます。

C（2割軽減）
世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で
43万円＋54．5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）　で計算した額以下の世帯
［均等割］・被保険者数× 1,740円　［平等割］・一世帯当たり 1,440円
それぞれ減額されます。

＝ **介護納付金分の年税額（最高17万円）**

●介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者の所得、人数を基礎に算出されます。

⇒ **年税額**

医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の年税額の合計

★普通徴収の年税額の納期数は、６月～翌年３月の10期です。

★納期数で割った各納期の額の1，000円未満の端数は、初回の納期月に合算されます。

(※1) 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
(※2) 軽減税額の適用を受けるのは、〔均等割額〕と〔平等割額〕のみです。
(※3) 後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる人は、保険税の〔平等割額〕が５年間半額に、６年目から８年目は3/4になります。